

町の職員数や給与の状況を

お知らせします

問合せ 総務課 ☎079(435)0357



▲令和4年4月入庁のニューフェイス



▲10月1日辞令交付式

職員数や給与の状況を住民の皆さまにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。なお、このページでは令和3年度の内容を中心にお知らせします。

●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和4年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	261,100円	294,300円	324,100円
高校卒	230,900円	267,600円	300,600円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く) (令和3年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	57人	14,201千円	249,145円
地域手当	182人	20,274千円	111,394円
住居手当	78人	9,461千円	121,298円
通勤手当	156人	11,580千円	74,228円
管理職手当	53人	36,990千円	697,925円
時間外勤務手当	129人	23,953千円	185,685円
期末・勤勉手当(年間4.45月分)	182人	258,646千円	1,421,131円

※支給者数は令和3年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

●特別職の報酬などの状況 (令和4年1月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(令和3年度支給割合)	区分	給料・報酬月額	期末手当(令和3年度支給割合)
町長	920,000円	4.40月分	議長	405,000円	4.40月分
副町長	760,000円	4.40月分	副議長	310,000円	4.40月分
教育長	705,000円	4.40月分	議員	285,000円	4.40月分

○職員の任免および職員数に関する状況 (令和3年4月1日から令和4年3月31日)

- (1) 職員の競争試験の状況
一般行政職、学芸員、土木職、清掃作業員、幼稚園教諭の採用試験を実施しました。
- (2) 職員の採用の状況
一般行政職の職員として6人(男4人、女2人)を、保健師として2人(女2人)、土木職として1人(男1人)、建築職として3人(男1人、女2人)、清掃作業員として1人(男1人)、幼稚園教諭として5人(女5人)を令和3年4月1日付で、清掃作業員として2人(男2人)を令和4年1月1日付で採用しました。
- (3) 職員の退職の状況 (令和3年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	2人
勸奨退職	0人
普通退職	4人
死亡退職	0人
合計	6人

(4) 行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	24人	14.1%
2級	主事	35人	20.6%
3級	主査	45人	26.5%
4級	リーダー補佐・主任	11人	6.5%
5級	リーダー	35人	20.6%
6級	統括	14人	8.2%
7級	理事	6人	3.5%
計		170人	100%

※職員数の中に教育職給料表適用者(4人)及び技能労務職給料表適用者(12人)は含みません。

○職員の勤務時間などの状況 (令和4年4月1日現在)

項目	内容
(1) 勤務時間 職員の基本的な勤務時間	職員勤務時間 8:30~17:15 (1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
※勤務場所により時間が異なります。	休憩時間 12:00~13:00 (60分)

(2) 職員が取得できる休暇など

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引など)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、令和3年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	10.45日

○職員の給与の状況

●人件費の状況 (普通会計決算) (令和3年度)

住民基本台帳人口(令和4年1月1日)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)令和2年度の人件費率
34,793人	15,184,888千円	846,705千円	1,869,886千円	12.3%	10.7%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含みます。

●職員給与費の状況 (普通会計決算) (令和3年度)

職員数A	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
175人	714,552千円	142,237千円	279,042千円	1,135,831千円	6,490千円

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
- 2. 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
- 3. 給与費には、再任用職員(短時間勤務)、任期付職員(短時間勤務)、臨時職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含みません。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.4歳	295,830円	361,313円
技能労務職	51.7歳	289,550円	325,821円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、税務職、教育職などを除いた職員です。「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	播磨町	
	初任給	2年後の給料
大学卒	191,700円	202,900円
高校卒	164,100円	174,000円

特定外来生物の駆除活動を実施中です！

特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」が、喜瀬川にも生息しています。小さな断片が残っているだけでも繁殖することから、県、町、専門家の話し合いにより、川岸の草刈りを控えている状況です。景観上、お見苦しいとは思いますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※生息していない場所へ植えたり、移動させると外来生物法に違反します。違反した場合は、懲役3年以下もしくは300万以下の罰金(個人)、1億円以下の罰金(法人)が課せられます。

☎ 079-435-2365
☎ 土木課土木管理係



▲ナガエツルノゲイトウ
南アメリカ原産の水草で、世界中に、外来種として定着しており、その生命力の強さから、「地球上で最悪の侵略的植物」と呼ばれることもある最強の外来種です。根こそぎ除去しないと繁殖拡大していきます。

喜瀬川の草刈りを控えています

令和4年度叙勲



▲町長から堀井桂子さんにお祝いをお伝えしました

瑞宝双光章 堀井桂子さんが受章しました

瑞宝章は、公共的な業務に長年にわたり従事して功労を積み重ね、成績を挙げた人に授与されます。

キューピットこども園園長の堀井さんは、社会福祉施設の長として長年従事され、その教育と保育の功労に対し受章されました。本当におめでとございます。

協力して地域活性化と住民サービスを向上させます

1月18日、播磨町は日本郵便株式会社と包括連携協定を締結し、協定書を取り交わしました。

この協定により、安心・安全な暮らしの実現、地域経済活性化に関すること、未来を担う子どもの育成、女性の活躍推進、地方創生に関することなど包括的に多種多様な分野で相互に協力することにより、地域活性化及び住民サービスの向上などを図ることを目指します。

☎ 079-435-2364
☎ 協働推進課住民協働係



▲佐伯町長と日本郵便株式会社各局長

日本郵便株式会社と連携協定を締結しました

町の職員数や給与の状況をお知らせします

①職員の分限および懲戒処分の状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。 令和3年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして3件の休職処分、職に必要な適格性を欠くとして1件の免職処分を行いました。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。 令和3年度は、懲戒処分は行いませんでした。

①職員の研修および人事評価の状況

(1) 職員研修

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。

ア 派遣研修 のべ参加人数 128人 のべ参加日数 207日
イ 内部研修 のべ参加人数 489人 のべ実施日数 19日



▲職員研修

(2) 人事評価

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力および適正を公正に評価し、人材育成と処遇への反映を目的として人事評価を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

令和3年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
令和3年10月(4月から9月までの状況)	全職員
令和4年3月(10月から3月までの状況)	全職員

①職員の福利厚生と利益の保護の状況

●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県市町職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として令和3年度では職員定期健康診断、インフルエンザ予防接種、置き薬の設置、体成分測定会を実施しました。

●公務災害関係(労働災害に相当するもの)

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族などに対する必要な補償などを、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

令和3年度では、公務災害として認定された事案はありませんでした。

●利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。
令和3年度では、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。
令和3年度では、不服申立はありませんでした。

町ホームページでも公開しています。